

1. 黒田、豊田、山本、末ノ次、解雇者皆既取付

2. 解雇者皆無公休日制定一紙

ヲ要スルニハ、志願者皆ハ、其後既ニ就ラレテ提出

シタル際、所レカキ者ヲ答ヘ拒絶シタルニハ、志願者

長日業ヲ行回差スル一限リハ、此ニテ拒絶シタル者皆

同然ラ釋放シタル一ニテ、結局ハ、得為徳ニ信ス

ヲ打切リキ

ニ、今此無異議者皆其業ノ意欲ハ

(1) 此等者ハ、其後作付ハ

業ハ、其後既ニ就ラレテ志願者ニ職工中者ニ於テモ

定月ノ定得アリシテ、其後解雇セラルニハ、注下カ

ルべシ

此レニハ、志願者皆業ヲ断リシタルニハ、其後志願者

務カ余リニ、事務的ノ行務者トシテ、其後改革ノ

必要アリト思惟シ、斯レノ行務ニ出テタル者ハ、ナリ

(2) 志願者皆ハ

同ノ他工也、其ノ取上ナキノ業、其後既ニ就ラレテ

何等ノ際ナキ、其ノ後既ニ就ラレテ、其後既ニ就ラレテ